平成２１年（フ）第３５１号
北海道苫小牧市北光町４丁目13番３号　すみれ荘１号
債務者　奥山　義昌
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第５１６号
沖縄県中頭郡西原町字嘉手苅81番地の４
債務者　神山　正一
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第５３９号
沖縄県那覇市字国場230番地　エリアスタ21202
債務者　高良多香子
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１号
沖縄県那覇市宇栄原１丁目５番１号　１階
債務者　真栄城嘉人
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１９００号
仙台市宮城野区栄４丁目16番13号　レジデンス結城102
債務者　菅沼　淳司
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４１号
宮城県宮城郡松島町磯崎字菱又11番地の19
債務者　佐藤　　香
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４７号
仙台市青葉区春日町９番15―505号
債務者　後藤　義高
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４８号
仙台市青葉区春日町９番15―505号
債務者　後藤せつ子
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４９号
仙台市泉区上谷刈字小堤15番地の67
債務者　後藤紀久子
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５０号
宮城県岩沼市二木１丁目３番３―12号　北海ハウス201号
債務者　一丸　直美（旧姓浅野）
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第７１号
宮城県気仙沼市本町１丁目５番31号
債務者　菊田　憲士
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２１年（フ）第３７０号
愛知県一宮市花池２丁目26番６号サンハイツアズマ201号
債務者　馬場　新六
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第８１４号
岐阜県各務原市蘇原希望町３丁目21番地
債務者　飯島　秀樹
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第８３０号
岐阜県羽島郡岐南町野中６丁目84番地の２　レジデンス伏見Ⅱ　203号室、申立時の住所　岐阜県羽島郡岐南町平島３丁目92番地の２
債務者　道家　昭弘
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第８８１号
岐阜市織田町１丁目22番地４
債務者　太田　智子（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第８８３号
岐阜市寺島町２丁目27番地
債務者　上村　英樹
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第８８４号
岐阜市北山３丁目８番２号
債務者　加藤　広美
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第８８６号
岐阜県関市旭ヶ丘３丁目２番35―103号
債務者　山崎　正昭
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
岐阜地方裁判所